佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例をここに公布する。

平成18年3月2日

佐世保市長 光 武 顕

佐世保市条例第1号

佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策 (第9条-第11条)

第3章 男女共同参画の推進に関する具体的施策 (第12条-第14条)

第4章 意見、苦情及び被害救済(第15条―第19条)

第5章 佐世保市男女共同参画審議会(第20条-第25条)

第6章 雑則(第26条)

附則

わたしたちのまち佐世保市は、九十九島を代表とする海と山に囲まれた美しい景観と緑豊かな自然環境を有し、一年を通して温暖で穏やかな気候に恵まれ、 港町として、そして観光都市として今日まで発展を遂げてきました。

わが国は、憲法に男女の平等がうたわれて以来、その実現に向け女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の動きと連動しながら様々な取組みを行ってきました。平成11年には男女共同参画社会基本法を施行し、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国における最重要課題の一つに位置づけています。

さらに、地方公共団体においても、国際化、情報化及び地方分権化、少子高齢化等の社会経済情勢の急激な変化に対応することができる活力ある社会を構築するためには、新たな視点に立ったまちづくりが必要であり、なかでも男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題です。

こうした状況を踏まえ、佐世保市は平成13年に男女共同参画都市させぼ宣言を採択し、「自立と平等を基本に、性別や年齢、すべての壁を乗り越えて、自らの意思と行動で、家庭・地域・学校や職場において、一人ひとりが対等に参画し、責任も喜びも分かち合える平和な社会」を目指すことをうたいあげました。今、着実に男女共同参画宣言都市として、男女共同参画社会の実現に向け歩みを進めています。

ここに佐世保市は、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりが自分らしい生き方を選択し、その個性と能力を発揮できる生き生きとした社会を実現するため、そして老若男女すべての人にとって「住みたい街」といえる魅力あるまちづくりを実現し未来に引き継いでいくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法が定める個人の尊重及び法の下の平等を保障する理念と、男女の人権が尊重される社会の実現を目指す男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の理念にのっとり、本市における男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の役割を明らかにするとともに、この基本理念に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担うことができる男女共同参画社会を実現する佐世保市のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 市民 佐世保市内(以下「市内」という。)に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
  - (2) 事業者等 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体であって、市内で活動するものをいう。
  - (3) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のさまざまな分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うことをいう。
  - (4) 積極的格差改善措置 前号に規定する参画の機会に関する男女間の格差 を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該 機会を積極的に提供することをいう。
  - (5) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方 に不快感を与え、若しくは相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対 する相手方の拒否的対応によりその者に不利益を与えることをいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は恋人等親密な関係にあり、 若しくはあった男女間において、個人の尊厳を害する身体的又は精神的な 苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (7) 協働 市、市民及び事業者等が、この条例の目的を達成するために、継続的で対等な関係を形成し、役務、情報等を提供しあうこと等連携し協力することをいう。

(男女共同参画を推進するための基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、次の基本理念にのっとり行われなければならない。
  - (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
  - (2) 社会における制度又は慣行が、固定的な性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
  - (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が平等に確保できるよう配慮されること。
  - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、学校、職場又は地域での活動とを両立できるよう配慮されること。
  - (5) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、各個人が自己の人生のあり方(ライフスタイル)を自ら決定できるよう配慮されること。
  - (6) 男女共同参画の推進へ向けての取組みが国際社会における取組みと密接な関係を有していることに照らし、男女共同参画の推進は、国際的な協調の下に行われること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的

格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する役割を 有するとともに、自らが率先し、男女共同参画を推進するよう努めるものと する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民及び事業者等と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深めるとともに、社会のさまざまな分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に協力し、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、男女共同参画の推進に関する施策に係る市の意思形成過程に参画 し、その推進の担い手として、市及び事業者等と協働するよう努めるものと する。

(事業者等の役割)

- 第6条 事業者等は、男女共同参画についての理解を深めるとともに、その活動に関し、基本理念にのっとり、職場環境の整備を行うなど、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 事業者等は、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たり、市及 び市民と協働するよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第7条 学校教育その他さまざまな教育に携わる者は、男女共同参画の推進に 果たす教育の重要性に照らし、それぞれの教育が行われる過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(権利侵害行為等及び暴力的行為等の禁止)

- 第8条 何人も、職場、家庭、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いその他性別による権利侵害行為(以下「権利侵害行為等」という。)を行ってはならない。
- 2 何人も、異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいう。)、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス(以下「暴力的行為等」という。)を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(基本的施策)

- 第9条 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策は、次に掲げる事項を 基本的施策とする。
  - (1) 男女が相互に協力し、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに職業生活の両立ができるよう必要な支援に努めること。
  - (2) 暴力的行為等による被害者を救済し、その自立を支援するため、相談を受け、情報提供を行い、関係機関との連携に努めるとともに、暴力的行為等の防止に必要な措置を講ずるよう努めること。
  - (3) 学校教育その他さまざまな教育の場において、男女共同参画を推進する ための教育の充実に努めること。
  - (4) 男女共同参画の推進を阻害する性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が、家庭、職場及び地域のさまざまな分野における活動に参画する機会が平等に確保できるよう必要な支援に努めること。
  - (5) 市民及び事業者等が男女共同参画の推進のために行う活動に関して必要な支援に努めること。

(男女共同参画計画)

- 第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、佐世 保市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 市長は、毎年、男女共同参画計画の実施状況及びその評価について報告書 を作成し、これを公表するものとする。

(男女共同参画推進拠点)

第11条 市は、男女共同参画計画を実施するための必要な体制の整備に努めるとともに、佐世保市男女共同参画推進センターを男女共同参画の推進に関する施策を実施するための拠点並びに市、市民及び事業者等の協働の拠点として位置づけ、男女共同参画社会を実現するまちづくりに取り組むものとする。

第3章 男女共同参画の推進に関する具体的施策 (市の積極的格差改善措置)

第12条 市は、積極的格差改善措置として、政策の立案及び決定の過程への 女性の参画を積極的に推進するよう努めるものとする。

(市の広報・啓発活動)

第13条 市は、男女共同参画の推進にあたっては、基本理念や男女共同参画 基本計画(男女共同参画基本法第13条に基づき定められた計画をいう。) の趣旨に沿った、わかりやすい広報・啓発活動を推進し、市民や事業者等の 理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者等における男女共同参画の推進)

第14条 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画 に関する調査について協力を求めることができるものとする。

第4章 意見、苦情及び被害救済

(佐世保市男女共同参画推進委員)

- 第15条 次条に規定する意見、苦情及び被害救済の申出について公正かつ中立な立場で必要な調査をするため、市長の附属機関として佐世保市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。
- 2 推進委員の定数は、3人とし、男女共同参画に関し優れた識見を有し、社 会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 4 推進委員は、再任されることができる。
- 5 市、市民及び事業者等は、推進委員の職務遂行に関して積極的に協力するよう努めるものとする。
- 6 推進委員の活動の拠点は、佐世保市男女共同参画推進センターとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進委員について必要な事項は、規則で定める。

(意見、苦情及び被害救済の申出)

- 第16条 市民及び事業者等は、市長に対して、市が行う男女共同参画の推進 に関する施策、又は男女共同参画の推進に関する施策を阻害し、若しくは阻 害するおそれがある施策について意見、苦情の申出(以下「意見、苦情の申 出」という。)をすることができる。
- 2 市民は、市長に対して、権利侵害行為等及び暴力的行為等により被った被害の救済の申出(以下「被害救済の申出」という。)をすることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事案については、申出をすること ができない。
  - (1) 判決、裁決等により確定した事案
  - (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案
  - (3) その他規則で定める事案

(意見、苦情の申出の処理)

- 第17条 市長は、意見、苦情の申出があったときは、推進委員に事案の調査を求めるものとする。
- 2 推進委員は、前項の調査を求められたときは、その内容の調査を行い、必要があると認めるときは、改善のための措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。
- 3 前項の規定に基づき意見を述べるときは、推進委員の合議によらなければならない。
- 4 市長は、第2項の意見に基づく改善のための措置を行うにあたり、必要があると認めるときは、佐世保市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、意見、苦情の申出に関し必要な事項は、規則 で定める。

(被害救済の申出の処理)

- 第18条 市長は、被害救済の申出があったときは、推進委員に事案の調査を 求めるものとする。
- 2 推進委員は、前項の調査を求められたときは、必要により関係者から事情 を聴取し、その調査結果を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前項の調査結果に基づき、関係機関と調整し、当該事案を引き継 ぐ等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、被害救済の申出に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報の保護等)

第19条 推進委員は、職務上知り得た個人に関する情報の取扱いに関しては、 佐世保市個人情報保護条例(平成14年条例第8号)に基づき、必要な措置 を講じなければならない。 2 推進委員は、公平かつ誠実に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 佐世保市男女共同参画審議会

(設置)

第20条 市長の附属機関として佐世保市男女共同参画審議会(以下「審議会」 という。)を置く。

(所掌事務)

- 第21条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 第10条第2項の規定により諮問された事項
  - (2) 第17条第4項の規定により諮問された事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、第10条第4項の規定による報告書に関し、必要に応じて、これに対する意見を述べることができる。
- 3 審議会は、その所掌事務の遂行にあたって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員)

- 第22条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げるもののうち から市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体の代表者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第19条の規定は、委員に準用する。

(会長及び副会長)

- 第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。 第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項、第4章及 び第5章の規定は、平成18年6月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例(平成8年条例第18号)の一部を次のように 改正する。

第15条の次に次の2条を加える。

- 第15条の2 市長の附属機関として、佐世保市男女共同参画推進委員を置 く。
- 2 佐世保市男女共同参画推進委員の組織及び所掌事務については、佐世保 市男女共同参画によるまちづくり条例(平成18年条例第1号)の定める ところによる。
- 第15条の3 市長の附属機関として、佐世保市男女共同参画審議会を置く。
- 2 佐世保市男女共同参画審議会の組織及び所掌事務については、佐世保市 男女共同参画によるまちづくり条例の定めるところによる。